

福島県青少年健全育成条例をここに公布する。

福島県青少年健全育成条例

目次

- 第一章 総則(第一条―第八条)
- 第二章 健全な育成に関する施策(第九条―第十三条)
- 第三章 健全な育成を阻害する行為の規制(第十四条―第三十条の二)
- 第四章 青少年健全育成審議会(第三十一条―第三十三条)
- 第五章 罰則(第三十四条―第三十六条)
- 第六章 雑則(第三十七条―第三十九条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、青少年の健全な育成に関する基本理念及び責務を明らかにし、青少年を健全に育成するための施策の大綱を定めるとともに青少年の健全な育成を阻害する行為を規制し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(基本理念)

第二条 すべて青少年は、社会の成員としての使命と役割を自覚し、現在及び将来の社会及び文化を担うにふさわしい心身ともに健康な社会人として成長するようあらゆる生活の場において配慮されなければならない。

(家庭を構成する者の責務)

第三条 家庭を構成する者は、互いに協力し、明るい健康な家庭づくりをすすめることによつて、青少年の健全な育成に努めなければならない。

(学校、職場等の関係者の責務)

第四条 学校及び職場の関係者その他青少年の健全な育成に係る関係者は、その職務又は活動を通じ、相互に連携し、自主的かつ積極的に青少年の健全な育成に努めなければならない。

(地域住民の責務)

第五条 地域社会において、住民は、連帯意識を持ち、互いに協力することによつて、青少年の健全な育成に努めなければならない。

(県の責務)

第六条 県は、青少年の健全な育成に関し必要な体制を確立するとともに、総合的な施策を策定し、国及び市町村と緊密な連携を図りながらこれを実施する責務を有する。

第七条 削除

(平一条例五六)

(適用上の注意)

第八条 この条例は、青少年の健全な育成を図るためにのみ適用するものであつて、いやしくもこれを濫用し、何人の自由と権利を不当に制限するようなことがあつてはならない。

第二章 健全な育成に関する施策

(施策の基本)

第九条 青少年の健全な育成に関する県の施策の策定及び実施は、青少年及び県民の自主的な活動又は運動を基本とし、積極的かつ効果的になされなければならない。

(施策の大綱)

第十条 県は、次の各号に掲げる基本的な施策を講ずるものとする。

- 一 青少年の自主的かつ健全な活動の助長
- 二 青少年の健全な育成に関する指導者の養成及び確保
- 三 青少年の利用する文化施設、体育施設その他の施設の整備
- 四 青少年の健全な育成に関する各種の教育の振興
- 五 青少年を取り巻く社会環境の浄化及び非行防止活動の強化
- 六 青少年の健全な育成に関する相談体制の整備

(調査、研究及び情報の提供)

第十一条 県は、青少年の健全な育成に関する施策の効果的な推進を図るため、調査、研究及び情報の収集に努めるとともに、県民及び関係機関に対し必要に応じ情報を提供するものとする。

(推奨)

第十二条 知事は、映画、演劇、書籍その他これらに類するものでその内容が特に優れているもののうち、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認めるものを推奨することができる。

(表彰)

第十三条 知事は、次の各号に掲げるものを表彰することができる。

- 一 青少年又は青少年の団体で、その活動が他の模範であると認められるもの
- 二 青少年の健全な育成のために積極的に活動し、その功績が特に顕著であると認められるもの

第三章 健全な育成を阻害する行為の規制

(定義)

第十四条 この章以下において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 青少年 十八歳未満の者をいう。
- 二 保護者 親権者、未成年後見人、雇用主その他の者で青少年を現に保護監督する者をいう。
- 三 興行 映画、演劇、演舞等の見せ物その他これらに類するものをいう。
- 四 図書類 書籍、雑誌その他の印刷物、絵画、写真及び映画フィルム、スライドフィルム、ビデオテープ、ビデオディスク、録音テープ、コンパクトディスクその他の映像又は音声記録されているものをいう。
- 五 広告物 屋内又は屋外で公衆に表示され、又は頒布されるものであつて、看板、立看板、はり紙、はり札及びちらし並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲示され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。
- 六 がん具類 がん具、刃物(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第二条第二項に規定する刀剣類を除く。)その他これらに類するものをいう。
- 七 遊技営業等 次に掲げる営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和三十二年法律第二百二十二号。以下「風営法」という。)第二条第一項に規定する風俗営業を除く。)をいう。
 - ア 個室を設けて、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱させる営業
 - イ 設備を設けて、客に図書類の閲覧若しくは視聴又はインターネットの利用をさせる営業(図書館法(昭和三十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する図書館が行うものを除く。)
 - ウ スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備により客に遊技をさせる営業(平六条例七三・平一二条例一八・平一九条例一六・令六条例四八・一部改正)

(興行等の自主規制)

第十五条 興行を主催する者、図書類を販売し、交換し、貸し付けし、見せ、若しくは聴かせることを業とする者、旅館業(旅館業法(昭和三十二年法律第百三十八号)第二条第一項に規定する旅館業をいう。以下同じ。)を営む者でその施設において客に対し図書類をサービスとして提供するもの(以下「図書類サービス業者」という。)又は広告物の広告主若しくは管理者は、興行、図書類又は広告物の内容が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、青少年に当該興行を観覧させ、当該図書類を販売し、譲渡し、交換し、貸し付けし、頒布し、見せ、若しくは聴かせ、又は当該広告物を掲示し、表示し、若しくは頒布しないよう努めなければならない。

- 一 青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
 - 二 青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
 - 三 青少年の自殺又は犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- 2 がん具類の販売を業とする者は、がん具類の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、青少年に当該がん具類を販売し、譲渡し、交換し、貸し付けし、頒布し、見せ、又は聴かせないよう努めなければならない。
- 一 青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
 - 二 青少年の犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
 - 三 人の生命、身体又は財産に対し危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (平一九条例一六・一部改正)

(自動販売機による図書類の販売等の自主規制)

第十六条 図書類又はがん具類の販売又は貸付けを業とする者は、その図書類の内容が前条第一項各号のいずれかに該当すると認められるとき又はそのがん具類の形状、構造若しくは機能が同条第二項各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該図書類又はがん具類を自動販売機又は自動貸出機(販売又は貸付けの業務に従事する者と客とが直接対面する方法によらずに販売又は貸付けを行うことができる設備を有する機器をいう。以下「自動販売機等」という。)により青少年に販売し、又は貸し付けないよう努めなければならない。

2 自動販売機等による図書類又はがん具類の販売又は貸付けを業とする者(以下「図書類等販売業者」という。)は、次に掲げる施設の敷地の周辺においては、前条第一項各号のいずれかに該当する図書類及び同条第二項各号のいずれかに該当するがん具類を自動販売機等に収納しないよう努めなければならない。

- 一 学校教育法(昭和三十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学を除く。)
- 二 図書館法第二条第一項に規定する図書館
- 三 児童福祉法(昭和三十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設
- 四 前三号に掲げるもののほか、多数の青少年の利用に供される施設で知事が指定するもの

(平六条例七三・全改、平一六条例二一・平一八条例一六・平一九条例一六・一部改正)

(有害興行の指定、観覧の制限等)

第十七条 知事は、興行の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該興行を青少年に有害な興行として指定することができる。ただし、風営法第二条第六項第三号に規定する営業に係る興行場

において行われる興行については、この限りでない。

- 一 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものとして規則で定めるもの
 - 二 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものとして規則で定めるもの
 - 三 著しく青少年の自殺又は犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものとして規則で定めるもの
- 2 興行を主催する者は、前項の規定により指定された興行を青少年に観覧させてはならない。
- 3 興行を主催する者は、第一項の規定により指定された興行を行うときは、入場しようとする者の見やすい箇所に当該指定のあった旨及び青少年の入場を禁ずる旨を掲示しなければならない。

(平六条例七三・平一〇条例一〇・平一九条例一六・一部改正)

(有害図書類の指定及び販売等の制限)

第十八条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が前条第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。

2 次に掲げるものは、青少年に有害な図書類とする。

- 一 書籍又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為(以下「卑わいな姿態等」という。)を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページの数(表紙を含む。以下この号において同じ。)が二十ページ以上のもの(当該書籍又は雑誌の内容が主として読者の性的好奇心をそそるものでないと認められるものを除く。)又はページの総数の五分の一以上を占めるもの
 - 二 ビデオテープ又はビデオディスクであつて、卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものの描写の時間が合わせて三分を超えるもの(当該ビデオテープ又はビデオディスクの内容が主として視聴者の性的好奇心をそそるものでないと認められるものを除く。)又は連続して三分を超えるもの(映像は連続しないが、音声が続く等実質的に描写が連続する場合において、当該描写の時間が三分を超えるものを含む。)
 - 三 図書類の内容についての審査を行う団体で知事が指定するものが青少年の閲覧又は視聴を不適当と認めた図書類であつて、当該団体が定める方法によりその旨が表示されているもの
- 3 図書類を販売し、交換し、貸し付け、見せ、若しくは聴かせることを業とする者又は図書類サービス業者(以下これらを「図書類の取扱業者」という。)は、第一項の規定により指定された図書類及び前項各号のいずれかに該当する図書類(以下「有害図書類」という。)を青少年に販売し、譲渡し、交換し、貸し付け、頒布し、見せ、又は聴かせてはならない。
- 4 図書類の取扱業者は、有害図書類を陳列するときは、青少年の健全な育成を阻害するおそれがない方法として規則で定める方法により、陳列しなければならない。ただし、法令により青少年の立入りが禁止されている場所において有害図書類を陳列するときは、この限りでない。
- 5 前項本文の場合において、図書類の取扱業者は、有害図書類の陳列場所の見やすい箇所に、当該図書類を青少年が購入し、借り受け、閲覧し、又は視聴することができない旨の掲示をしなければならない。
- 6 知事は、前二項の規定に違反している図書類の取扱業者に対し、期限を定めて、その有害図書類の陳列方法を改善し、又は前項の掲示をすべきことを命ずることができる。

(平六条例七三・平一〇条例四五・平一六条例二一・平一九条例一六・一部改正)

(有害広告物の指定及び掲示等の制限)

第十九条 知事は、広告物の内容の全部又は一部が第十七条第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告物を青少年に有害な広告物として指定することができる。

- 2 広告物の広告主又はその管理者は、前項の規定により指定された広告物を速やかに撤去し、その内容を変更し、その他必要な措置を講じなければならない。
- 3 知事は、前項の規定に違反して掲示され、表示され、又は頒布されている広告物があるときは、当該広告物の広告主又はその管理者に対し当該広告物の撤去、内容の変更その他必要な措置を命ずることができる。

(有害がん具類の指定及び販売等の制限)

第二十条 知事は、がん具類の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該がん具類を青少年に有害ながん具類として指定することができる。

- 一 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものとして規則で定めるもの
 - 二 著しく青少年の犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものとして規則で定めるもの
 - 三 著しく人の生命、身体又は財産に対し危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるものとして規則で定めるもの
- 2 次に掲げるものは、青少年に有害ながん具類とする。
- 一 下着の形状をしたがん具
 - 二 使用済みの下着であるとして、又はこれと誤認される表現若しくは形態を用いて、包装箱その他の物に収納されている物品
 - 三 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供するがん具であつて、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの

- 3 がん具類の販売を業とする者は、第一項の規定により指定されたがん具類及び前項各号のいずれかに該当するがん具類(以下「有害がん具類」という。)を青少年に販売し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は頒布してはならない。

(平六条例七三・平一九条例一六・一部改正)

(自動販売機等管理者の設置)

第二十条の二 図書類等販売業者は、その設置する自動販売機等ごとに、第二十一条第二項の規定による青少年に有害な図書類及び青少年に有害ながん具類の撤去その他の必要な措置を自ら直ちに講ずることができない場合において、自己に代わつてその措置を講ずることができる者を自動販売機等管理者として置かなければならない。ただし、図書類等販売業者が自ら管理することができるものとして規則で定める自動販売機等については、この限りでない。

- 2 前項に規定する自動販売機等管理者は、規則で定める要件を満たした者でなければならない。

(平六条例七三・追加)

(自動販売機等の設置等の届出)

第二十条の三 図書類等販売業者は、図書類又はがん具類の販売又は貸付けを目的として自動販売機等を設置しようとするとき又は自動販売機等の設置場所を変更しようとするときは、当該自動販売機等ごとに、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 図書類等販売業者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- 二 自動販売機等管理者の住所及び氏名
- 三 自動販売機等の設置場所
- 四 自動販売機等の設置場所の提供者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- 五 自動販売機等の設置予定年月日
- 六 自動販売機等による販売又は貸付けの開始予定年月日
- 七 自動販売機等により販売し、又は貸し付ける図書類又はがん具類の種類

- 2 前項の規定により届出をした者は、同項各号(第三号を除く。)に掲げる事項に変更があつたとき又はその届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは、その変更があつた日又は廃止した日から十五日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(平六条例七三・追加)

(自動販売機等の届出済証のはり付け)

第二十条の四 前条第一項又は第二項の規定による届出をし、知事から届出済証の交付を受けた者は、その届出に係る自動販売機等の見やすい箇所に、当該届出済証をはり付けなければならない。

- 2 前項の届出済証の交付を受けた者は、当該届出済証が滅失し、破損し、又は識別が困難となつたときは、知事に届出済証の再交付を申請しなければならない。

(平六条例七三・追加)

(自動販売機等への図書類及びがん具類の収納の制限)

第二十一条 図書類等販売業者は、その設置する自動販売機等に有害図書類又は有害がん具類を販売又は貸付けの目的で収納してはならない。

- 2 図書類等販売業者及び自動販売機等管理者は、現に自動販売機等に販売又は貸付けの目的で収納されている図書類が第十八条第一項の規定による指定を受けたとき又はがん具類が第二十条第一項の規定による指定を受けたときは、直ちに当該図書類又はがん具類の当該自動販売機等からの撤去その他の必要な措置を講じなければならない。
- 3 知事は、第十八条第一項の規定による指定を受けた図書類又は第二十条第一項の規定による指定を受けたがん具類が前項の規定に違反して、自動販売機等に販売又は貸付けの目的で収納されているときは、当該図書類等販売業者及び自動販売機等管理者に対し当該図書類又はがん具類の撤去その他の必要な措置を命ずることができる。
- 4 知事は、青少年の健全な育成のために必要な環境を阻害するおそれのないよう、図書類等販売業者に対し図書類又はがん具類が収納されている自動販売機等の設置場所について適当な措置を講ずるよう求めることができる。

(平六条例七三・一部改正)

(適用除外)

第二十一条の二 第二十条の二から前条までの規定は、法令により青少年の立入りが禁止されている場所に設置されている自動販売機等については、適用しない。

(平六条例七三・追加)

(金銭の貸付け等の制限)

第二十二条 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者は、その営業に関し青少年に金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。)をしてはならない。

- 2 質屋営業法(昭和二十五年法律第百五十八号)第一条第二項に規定する質屋は、その営業に関し青少年から物品(有価証券を含む。)を質にとつて金銭を貸し付けてはならない。
- 3 古物営業法(昭和二十四年法律第百八号)第二条第三項に規定する古物商は、その営業に関し青少年から物品を買受け、若しくは物品の販売の委託を受け、又は青少年と物品を交換してはならない。
- 4 前三項の規定は、当該青少年が保護者の依頼を受け、又は同意を得たと認められるときその他正当な理由があると認められるときは適用しない。

(昭五八条例四〇・平七条例五九・平一九条例一六・一部改正)

(非行誘発行為の防止)

第二十三条 何人も、青少年に対し次に掲げる行為をしないよう努めなければならない。

- 一 その内容が第十五条第一項各号のいずれかに該当する興行、図書類及び広告物並びにその形状、構造又は機能が同条第二項各号のいずれかに該当するがん具類を見せ、聴かせ、又は所持させること。
- 二 善良な風俗を害するおそれのある場所に立ち入らせること。
- 三 射幸心をそそるおそれのある行為をさせること。
- 四 飲酒又は喫煙をさせること。
- 五 トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー、接着剤若しくは塗料を正当な理由なく使用させ又は所持させること。

(平一九条例一六・一部改正)

(遊技営業等の場所への立入禁止等)

第二十三条の二 遊技営業等を営む者は、当該遊技営業等の場所に個室又は区画席(周囲を仕切り板等で囲つた構造の客席をいう。以下同じ。)を設けて営業を行うときは、次の各号のいずれかに該当する個室又は区画席(以下「特定個室等」という。)に青少年を客として立ち入らせてはならない。

- 一 出入口に内部からかぎのかかる設備を有するもの
 - 二 外部からその内部を常に見通すことが困難であるもの
- 2 警察官又は少年補導に関する事務に従事することをその職務とする警察職員(警察官を除く。以下「少年警察補導員」という。)は、遊技営業等を営む者が前項の規定に違反して特定個室等に現に青少年を客として立ち入らせているときは、当該遊技営業等を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者に対し、更に反復して特定個室等に青少年を客として立ち入らせてはならない旨を警告することができる。
 - 3 知事は、前項の規定による警告を受けた者が当該警告に従わずに特定個室等に青少年を客として立ち入らせた場合において、当該警告に係る遊技営業等の場所に青少年を客として立ち入らせることがその健全な育成を阻害するおそれのあると認めるときは、当該遊技営業等の場所の全部又は一部を青少年の立入りを禁止する場所として指定することができる。
 - 4 遊技営業等を営む者は、前項の規定による指定を受けた場所に青少年を客として立ち入らせてはならない。
 - 5 遊技営業等を営む者は、第三項の規定による指定を受けたときは、速やかに当該遊技営業等の場所の見やすい箇所に当該指定を受けた旨及び青少年の立入りを禁ずる旨を掲示しなければならない。

(平一九条例一六・追加)

(みだらな性行為及びわいせつな行為の禁止)

第二十四条 何人も、青少年に対しみだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

- 2 何人も、青少年にわいせつな行為をさせてはならない。
- 3 何人も、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為を教え、又は見せてはならない。

(平一九条例一六・一部改正)

(入れ墨の禁止)

第二十四条の二 何人も、青少年に対し、正当な理由なく入れ墨を施し、又はその周旋をしてはならない。

- 2 何人も、青少年をして、青少年に対し、正当な理由なく入れ墨を施させ、又はその周旋をさせてはならない。

(平一九条例一六・追加)

(勧誘行為の禁止)

第二十四条の三 何人も、青少年に対し、次に掲げる者となるよう勧誘してはならない。

- 一 風営法第二条第一項第一号に規定する営業の客
- 二 風営法第二条第四項に規定する接待飲食等営業若しくは同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業において客に接する業務に従事する者又は同法第三十五条の三第一号に規定する受託接客従業者

(平一九条例一六・追加、平二八条例三五・一部改正)

(深夜外出の制限)

第二十五条 保護者は、特別の事情がある場合のほか、深夜(午後十時から翌日の午前五時までをいう。以下同じ。)に青少年を外出させないように努めなければならない。

- 2 何人も、保護者の委託を受け、若しくは同意を得、又はその他正当な理由がある場合のほか、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。
- 3 深夜において営業を営む者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜に特別の事情なく当該営業の場所にいる青少年に対し、帰宅を促すよう努めなければならない。

(平一九条例一六・一部改正)

(深夜遊技営業等の場所への立入禁止等)

第二十五条の二 深夜において遊技営業等を営む者(以下「深夜遊技営業等営業者」という。)及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜に、当該遊技営業等の場所に青少年を客として立ち入らせてはならない。

2 深夜遊技営業等営業者は、その遊技営業等の場所の見やすい箇所に深夜における青少年の立入りを禁ずる旨を掲示しなければならない。

3 知事は、前項の規定に違反している深夜遊技営業等営業者に対し、期限を定めて、同項の掲示をすべきことを命ずることができる。

(平一九条例一六・追加)

(場所の提供及び周旋の禁止)

第二十六条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を知つて場所を提供し、又はその周旋をしてはならない。

一 みだらな性行為又はわいせつな行為

二 前号の行為を教え又は見せる行為

三 暴行又は賭博行為

四 正当な理由なく大麻、麻薬又は覚醒剤を使用する行為

五 正当な理由なく、トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー、接着剤若しくは塗料を使用する行為

六 正当な理由なく入れ墨を施す行為

七 飲酒又は喫煙

(平一九条例一六・令六条例四八・一部改正)

(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)

第二十六条の二 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第二条第三項に規定する児童ポルノ又は同法第七条第二項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。次号において同じ。)の提供を行うように求める行為

二 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求める行為

(平三〇条例七六・追加)

(旅館業者等の通知義務等)

第二十七条 旅館業を営む者若しくはアパート、貸家若しくは貸間を業として営む者又はこれらの管理者は、当該施設において、第二十六条各号に掲げる行為が青少年に対してなされ、若しくは青少年が当該行為をし、若しくはこれらの行為がなされる疑いがあると認めるとき又は当該施設を使用する青少年に家出等の疑いがあると認めるときは、直ちにその旨を警察署等関係機関に届けいでし、又は保護者に通知するよう努めなければならない。

2 自動車旅行ホテル営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和五十九年政令第三百十九号)第三条第一項第二号に規定する施設のうち、同条第二項に規定する構造を有する個室を設けるもの又はこれに類似する施設を利用させる営業をいう。)を営む者は、その建築物若しくは看板類の意匠若しくは形態又はその設置場所が青少年の健全な育成のために必要な環境を阻害することのないよう努めなければならない。

(昭五九条例五六・平三〇条例七六・一部改正)

(有害興行等の指定の取消し)

第二十八条 知事は、第十七条第一項、第十八条第一項、第十九条第一項、第二十条第一項又は第二十三条の二第三項の規定により指定をした場合において、当該指定をした理由がなくなつたと認めるときは、速やかにこれを取り消さなければならない。

(平一九条例一六・一部改正)

(インターネット利用に係る保護者及び事業者の責務)

第二十九条 家庭を構成する者並びに学校及び職場の関係者その他青少年の健全な育成に係る関係者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、その利用により得られる情報であつて、その内容の全部又は一部が青少年有害情報(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成二十年法律第七十九号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。)第二条第三項に規定する青少年有害情報をいう。)と認められる情報その他の青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる情報(以下「有害情報」という。)を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。

2 インターネットを利用することができる端末設備(以下「端末設備」という。)を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング(インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。以下同じ。)の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。

- 3 特定電気通信役務提供者(特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(平成十三年法律第百三十七号)第二条第一項第四号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)は、その事業活動を行うに当たっては、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように、フィルタリングに係る情報その他必要な情報を提供しよう努めなければならない。
- 4 端末設備の販売又は貸付けを業とする者(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等(青少年インターネット環境整備法第十三条第一項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。))を除く。)は、その事業活動を行うに当たっては、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように、フィルタリングに係る情報その他必要な情報を提供しよう努めなければならない。

(平三〇条例七六・追加、令七条例二五・一部改正)

(携帯電話端末等による有害情報の閲覧防止措置)

第二十九条の二 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、青少年インターネット環境整備法第十四条の規定により、青少年又は保護者に対し、同条に規定する事項を説明するときは、併せて、規則で定める事項を説明するとともに、これらの事項を記載した書面若しくは記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を交付しなければならない。

- 2 保護者は、青少年インターネット環境整備法第十五条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービス(青少年インターネット環境整備法第二条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。)を利用しない旨の申出をするときは携帯電話インターネット接続役務提供事業者(青少年インターネット環境整備法第二条第八項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。)に対し、又は青少年インターネット環境整備法第十六条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置(同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。以下同じ。)を講ずることを希望しない旨の申出をするときは携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、規則で定める正当な理由その他の事項を記載した書面(当該事項を記録した電磁的記録を含む。次項において同じ。)を提出しなければならない。
- 3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、前項の書面の提出を受け、青少年有害情報フィルタリングサービス又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置の提供を伴わない携帯電話インターネット接続契約を締結した場合においては、当該契約を締結した日から当該契約が終了する日又は当該契約に係る携帯電話端末等を使用する青少年が十八歳に達する日のいずれか早い日までの間、前項の書面若しくはその写し又は当該書面に記載された事項のうち前項に規定する記載事項が記載され、若しくは記録された書面若しくは電磁的記録を保存しなければならない。
- 4 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が、第一項又は前項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(平三〇条例七六・追加)

(立入調査等)

第三十条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定した職員に、営業時間内において次に掲げる場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させ、若しくは資料を提出させることができる。

- 一 興行が行われている場所
 - 二 図書類を販売し、貸し付け、交換し、見せ、又は聴かせることを業とする者の営業の場所
 - 三 広告物の広告主又はその管理者の営業の場所
 - 四 広告物が掲示され、表示され、又は頒布されている場所
 - 五 がん具類の販売を業とする者の営業の場所
 - 六 図書類又はがん具類が収納されている自動販売機等の設置場所
 - 七 遊技営業等の場所
 - 八 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の営業又は事業の場所
- 2 警察官又は少年警察補導員は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、営業時間内において遊技営業等の場所に立ち入り、調査し、又は関係者に質問し、若しくは資料の提出を求めることができる。
 - 3 前二項の規定による権限の行使は、必要かつ最小限度において行うべきであつて、関係者の正常な業務を妨げるようなことがあつてはならない。
 - 4 第一項及び第二項の規定による権限を行使する者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
 - 5 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(平六条例七三・平一九条例一六・一部改正、平三〇条例七六・旧第二十九条繰下・一部改正)

(審議会への諮問)

第三十条の二 知事は、次に掲げる行為を行おうとするときは、あらかじめ福島県青少年健全育成審議会の意見を聴かなければならない。ただし、第二号、第四号又は第五号に掲げる行為(第十八条第二項第三号の規定による指定を除く。)を行おうとする場合において、緊急を要すると認めるときは、この限りでない。

- 一 第十二条の規定による推奨

- 二 第十七条第一項、第十八条第一項若しくは第二項第三号、第十九条第一項、第二十条第一項又は第二十三条の二第三項の規定による指定
 - 三 第十八条第二項第一号及び第二号並びに第二十条第二項第三号の規定による規則の制定又は改正
 - 四 第十九条第三項又は第二十一条第三項の規定による措置命令
 - 五 第二十八条の規定による指定の取消し
- 2 知事は、前項ただし書の規定により指定、措置命令又は指定の取消しをしたときは、遅滞なくその旨を福島県青少年健全育成審議会に報告するものとする。

(平六条例七三・平一九条例一六・一部改正、平三〇条例七六・旧第三十条繰下)

第四章 青少年健全育成審議会

(設置及び権限)

第三十一条 知事の附属機関として、福島県青少年健全育成審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、この条例の規定により定められた事項を審議するほか、知事の諮問に応じ、青少年の健全な育成に関する事項を調査審議する。

3 審議会は、青少年の健全な育成に関する事項について調査し、知事に意見を述べることができる。

(平一八条例一六・全改)

(組織及び運営)

第三十二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 審議会の委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることを妨げない。

5 審議会に会長一人を置き、会長は、委員の互選によりこれを定める。

6 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

7 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員が、会長の職務を代理する。

(平一八条例一六・一部改正)

(規則への委任)

第三十三条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第五章 罰則

(罰則規定)

第三十四条 第二十四条第一項又は第二項の規定に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

2 第二十四条の二の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条第一項の規定に違反した者

二 第二十四条第三項の規定に違反した者

三 第二十六条の規定に違反して同条第一号から第六号までに掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を知つて場所を提供し、又はその周旋をした者

4 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第二項の規定に違反した者

二 第十八条第三項の規定に違反した者

三 第十八条第六項の規定による命令に違反した者

四 第十九条第三項の規定による命令に違反した者

五 第二十条第三項の規定に違反した者

六 第二十一条第三項の規定による命令に違反した者

七 第二十三条の二第四項の規定に違反した者

八 第二十四条の三の規定に違反した者

九 第二十五条第二項の規定に違反した者

十 第二十五条の二第一項の規定に違反した者

十一 第二十六条の規定に違反して同条第七号に掲げる行為を知つて場所を提供し、又はその周旋をした者

十二 第二十六条の二の規定に違反した者

5 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第二十条の三第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十条の三第二項の規定による変更若しくは廃止の届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第二十条の四第一項の規定に違反して知事の交付する届出済証をはり付けなかつた者

四 第二十三条の二第五項の規定に違反した者

五 第二十五条の二第三項の規定による命令に違反した者

六 第三十条第一項又は第二項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、質問に対し虚偽の陳述をし、又は資料の提出を拒んだ者

- 6 第二十四条から第二十四条の三まで又は第二十五条第二項の規定に違反した者は、当該行為の相手が青少年であることを知らないことを理由として第一項から第四項までの規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

(平四条例二四・平六条例七三・平一〇条例四五・平一六条例二一・平一九条例一六・平三〇条例七六・令六条例八二・一部改正)

(両罰規定)

第三十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して罰則規定に該当する行為を行つたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

(適用除外)

第三十六条 この条例の罰則規定は、青少年には適用しない。

第六章 雑則

(推奨等の告示)

第三十七条 第十二条の規定による推奨又は第十七条第一項、第十八条第一項若しくは第二項第三号、第十九条第一項、第二十条第一項若しくは第二十三条の二第三項の規定による指定若しくはこれらの指定の取消しは、福島県報をもつて告示によりこれを行う。ただし、急施を要する場合は、あらかじめ関係者にその旨を通知することによりこれを行うことができる。

(平一九条例一六・一部改正)

(申出)

第三十八条 何人も、第十二条の規定による推奨又は第十七条第一項、第十八条第一項若しくは第二項第三号、第十九条第一項、第二十条第一項若しくは第二十三条の二第三項の規定による指定若しくはこれらの指定の取消しをすることが適当であると認めるときは、知事に対しその旨を申し出ることができる。

(平一九条例一六・一部改正)

(委任)

第三十九条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和五十三年十月一日から施行する。

附 則(昭和五八年条例第四〇号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の福島県青少年健全育成条例第二十二条第一項の規定の適用については、この条例の施行の際現に貸金業の規制等に関する法律附則第三条第一項の規定により同法第三条第一項の貸金業の登録を受けないで同法の施行後も引き続き同法第二条第一項の貸金業を営んでいる者は、同法第二条第二項に規定する貸金業者とみなす。

附 則(昭和五九年条例第五六号)

この条例は、昭和六十年二月十三日から施行する。

附 則(平成四年条例第二四号)

- 1 この条例は、平成四年五月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成六年条例第七三号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成七年二月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に図書類又はがん具類(がん具、刃物(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第二条第二項に規定する刀剣類を除く。)その他これらに類するものをいう。)の販売又は貸付けを目的として自動販売機等(法令により青少年(十八歳未満の者(婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。))をいう。)の立入りが禁止されている場所に設置されているものを除く。)を設置している図書類等販売業者は、平成七年三月三十一日までに、当該自動販売機等ごとに改正後の福島県青少年健全育成条例(以下「改正後の条例」という。)第二十条の三第一項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。この場合において、同項第五号中「設置予定年月日」とあるのは「設置年月日」と、同項第六号中「開始予定年月日」とあるのは「開始年月日」とする。
- 3 前項の規定による届出は、改正後の条例第二十条の三第一項の規定による届出とみなす。
- 4 改正後の条例第十八条第二項第一号及び第二号並びに第二十条第二項第三号の規定による規則の制定又は改正を行おうとするときは、知事は、この条例の施行前においても福島県青少年健全育成審議会の意見を聴くことができる。
- 5 附則第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の罰金に処する。

- 6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為を行ったときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

附 則(平成七年条例第五九号)

この条例は、平成七年十月十八日から施行する。

附 則(平成一〇年条例第四五号)

この条例は、平成十年十一月一日から施行する。

附 則(平成一一年条例第一〇号)

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則(平成一一年条例第五六号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年条例第一八号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一六年条例第二一号)

- 1 この条例は、平成十六年七月一日から施行する。ただし、目次及び第十六条第一項の改正規定並びに第三章の次に一章を加える改正規定は、公布の日から施行する。

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成一八年条例第一六号)

この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則(平成一九年条例第一六号)

- 1 この条例は、平成十九年七月一日から施行する。ただし、第二十二條第一項の改正規定は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十五号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(施行の日＝平成一九年一二月一九日)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成二八年条例第三五号)

- 1 この条例は、平成二十八年六月二十三日から施行する。

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成三〇年条例第七六号)

- 1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(令和六年条例第四八号)

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

附 則(令和六年条例第八二号)

(施行期日)

第一条 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第二条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三条 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。)第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下この条において「旧刑法」という。)第十二条に規定する懲役(有期のものに限る。以下この条において「懲役」という。)、旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この条において同じ。))又は旧刑法第十六条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格等に関する経過措置)

第四条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する条例の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第五条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号。以下この条において「刑法改正関係法」という。))並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(次項において「新給与条例」という。))第十七条の三第一項(第一号に係る部分に限る。))及び第三項(第三号に係る部分に限る。))並びに第三条の規定による改正後の県議会の議員の議員報酬等に関する条例(以下この条において

「新議員報酬条例」という。)第五条の三第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

- 2 刑法等一部改正法及び刑法改正関係法並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者が、当該起訴に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合は、新給与条例第十七条の三第三項(第一号に係る部分に限る。)及び新議員報酬条例第五条の三第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者が、当該起訴に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合とみなす。
- 3 刑法等一部改正法及び刑法改正関係法並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき逮捕された者は、新議員報酬条例第五条の三第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑以上の刑が定められている罪につき逮捕された者とみなす。

附 則(令和七年条例第二五号)

この条例は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律(令和六年法律第二十五号)の施行の日から施行する。

(施行の日＝令和七年四月一日)